

買受け及び借受けの要望を受け付ける物件（香川県）

ここに掲載されている物件は、買受け及び借受けの要望を受け付けています。
国有地の売払い及び貸付けは、原則、一般競争入札により契約相手方、契約金額を決定することとなります。
借受けの要望を受け付ける物件は、物件により貸付けのできる用途・期間が異なります。また、貸付期間が満了した場合には、直ちに原状回復のうえ返還していただく必要があります。さらに、ご要望をいただいた場合でも、公序良俗に反する使用や使用目的によってはお貸しできない場合があります。
買受けや借受けの要望に関する詳細については下記までお問い合わせ下さい。
ホームページの更新の都合上、既に売払いや貸付けの手続きを行っている場合がありますのでご了承願います。

整理 番号	所在地	登記 地目	面積 (平方メー トル)	買受要望			借受要望							備考
				買受要望	買受参考価格（※1）		貸付けの種類				借受可能 期間	借受要望 受付期間	借受参考 賃付料等 （※6）	
					前回入札時 の最低売却 価格（円）	前回入札の 公示日	一時貸付け （※2）	3年を 超える 賃付け （※3）	事業用 定期借地権 の設定によ る賃付け （※4）	一般 定期借地権 の設定によ る賃付け （※5）				
1	高松市十川東町字中下所 1085番2	宅地	235.81				○				個別照会	随時受付中		
2	高松市十川東町字中下所 1085番1	田	157.99				○				個別照会	随時受付中		
3	高松市中野町19番13	宅地	3,317.02				○				個別照会	随時受付中		
4	高松市郷東町字乾新聞987 番2	雑種地	252.66				○	○			個別照会	随時受付中		
5	高松市新田町字東原甲126 番7	宅地	324.76				○				個別照会	随時受付中		
6	高松市牟礼町牟礼字反照 678番5	宅地	1,490.08				○				個別照会	随時受付中		
7	高松市西山崎町字川向上 405番1 外1筆	宅地	564.53				○				個別照会	随時受付中		
8	丸亀市塩屋町二丁目206番 4	宅地	182.43				○				個別照会	随時受付中		
9	丸亀市塩屋町四丁目338番 9	宅地	166.64				○				個別照会	随時受付中		
10	丸亀市垂水町字中代636番 外11筆	宅地 外	9,922.57				○				個別照会	随時受付中		
11	丸亀市中津町字大道下94 番1	田	957.41				○				個別照会	随時受付中		
12	坂出市府中町字西福寺 5962番4	宅地	199.64				○				個別照会	随時受付中		
13	東かがわ市中山97番24	宅地	147.68				○				R8.1.5まで	個別照会		
14	三豊市高瀬町比地中宇宮 砂2485	田	341.75				○				個別照会	随時受付中		
15	仲多度郡多度津町大字山 南字池ノ内1571番5	雑種地	240.20				○				個別照会	随時受付中		
16	仲多度郡まんのう町中通 字野口965番	宅地	1,228.02				○				個別照会	随時受付中		

（注）上記の記載事項は掲載時点のものであり、分合筆や物件調査等の結果、変更となる場合があります。

（※1）「買受参考価格」は、直近の入札の際に公告した最低売却価格（予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令第558号）第4条の15の規定に基づいて公告する予定価格をいう。以下同じ。）を掲載しています。なお、一般競争入札等により売り払う場合には、別途最低売却価格又は予定価格を算定することとなるため、実際に売り払う場合の最低売却価格等と「買受参考価格」は大きく異なる場合があります。

（※2）「一時貸付け」は、貸付期間が3年以内の貸付けであり、例えば、コインパーキング（時間貸し・月極）、仮設事務所、各種イベント用地又は資材・車両置き場といった使用目的でご利用いただけます。

（※3）「3年を超える貸付け」は、貸付期間が3年超30年以内の貸付けであり、例えば、コインパーキング（時間貸し・月極）、仮設事務所、各種イベント用地又は資材・車両置き場といった使用目的でご利用いただけます。ただし、10年超の貸付けについては、建物所有を目的とした使用はできません。

（※4）「事業用定期借地権の設定による貸付け」は、貸付期間が10年以上30年以内の貸付けです。

（※5）「一般定期借地権の設定による貸付け」は、貸付期間が50年以上の貸付けです。

（※6）「借受参考賃付料等」は、一時貸付等の入札を実施している場合に公告した直近の最低賃付料（予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令第558号）第4条の15の規定に基づいて公告する予定価格をいう。以下同じ。）、「貸付けの種類」、「貸付期間」及び「賃付数量」を掲載しています。なお、一般競争入札等により賃し付ける場合には、別途予定価格を算定することとなるため、実際に賃し付ける場合の最低賃付料と「借受参考賃付料」は大きく異なる場合があります。

お問い合わせ先

四国財務局 管財部 統括国有財産管理官
〒760-8550 高松市サンポート3番33号
高松サンポート合同庁舎（南館）
TEL 087-811-7780（内線 451,453,454,455）